改正後 改正前 (削除) 目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 処理計画の作成等(第3条~第7条) 第3章 土砂埋立行為の許可等(第8条~第19 条) 第4章 土砂搬入禁止区域(第20条~第22条) 第5章 雑則 (第23条~第29条) 第6章 罰則(第30条~第35条) 附則 (削除) 第1章 総則 (目的) (目的) 第1条 この条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て 第1条 この条例は、土砂の搬出 について必要な事項を定めることにより、土 等について必要な事項を定めることにより、土

ことを目的とする。 第2条 (略)

(削除)

ある利用を図る

第3条 (略)

(処理計画の作成等)

第4条 元請負人は、建設工事に伴って生ずる 土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出 するときは、当該建設工事の区域ごとに土砂 の搬出に係る計画(以下「処理計画」とい う。)を定め、規則で定める図書を添えて、 当該土砂の搬出を開始する日から起算して20 日前までに、知事に届け出なければならな い。ただし、次に掲げる土砂の搬出について は、この限りでない。

砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序

- (1) (略)
- (2) 採石法 (昭和25年法律第291号) 又は砂 利採取法(昭和43年法律第74号)の認可に 係る土地の区域において採取された土砂 (岩石又は砂利の採取のために除去した土 砂を除く。)の搬出
- (略) $(3) \cdot (4)$
- 十砂埋立行為を行う者は、当該十砂埋立区 2 域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に 搬出(前項の建設工事の区域からの搬出を除 く。) するときは、当該土砂埋立区域ごとに 月の初日から末日までの間に係る処理計画を 定め、規則で定める図書を添えて、当該処理 計画に係る月の前月の20日までに、知事に届 け出なければならない。ただし、次に掲げる 土砂の搬出については、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める 公共的団体が行う土砂埋立行為の当該土砂 |

砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序あ る利用を図るとともに、県民の生活の安全を確 保することを目的とする。

第2条 (略) 第2章 処理計画の作成等

第3条 (略)

(処理計画の作成等)

- |第4条 元請負人は、建設工事に伴って生ずる土 砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出する ときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出 に係る計画(以下「処理計画」という。)を定 め、規則で定める図書を添えて、当該土砂の搬 出を開始する日から起算して20日前までに、知 事に届け出なければならない。ただし、次に掲 げる土砂の搬出については、この限りでない。
 - (1)(略)
 - (2) 採石法(昭和25年法律第291号)又は砂利 採取法(昭和43年法律第74号)の認可に係る 土地の区域において採取された土砂(岩石又 は砂利の採取のために除去した土砂を除く。 第9条第1項第4号において同じ。)の搬出 (3) • (4) (略)
- 十砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立区域 内の十砂を当該十砂埋立区域以外の区域に搬出 (前項の建設工事の区域からの搬出を除く。) するときは、当該土砂埋立区域ごとに月の初日 から末日までの間に係る処理計画を定め、規則 で定める図書を添えて、当該処理計画に係る月 の前月の20日までに、知事に届け出なければな らない。ただし、次に掲げる土砂の搬出につい ては、この限りでない。
 - (1)(略)
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公 共的団体(以下「国等」という。)が行う土

71 1/2	71 V.
改正後	改正前
埋立区域からの土砂の搬出	砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の
(0) (0)	搬出
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
3 (略)	3 (略)
第5条~第7条 (略)	第5条~第7条 (略)
(削除)	第3章 土砂埋立行為の許可等
	(土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊の防止等)
(削除)	第8条 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立
	行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害発生のなり、のなり、変更な世界ない。
	生の防止のため必要な措置を講じなければなら
	ない。
	2 <u>土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為及び</u> 土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止
	<u>工が埋立行為に行り工物の崩壊又は孤山を防止</u> するため必要な措置(以下「土砂埋立行為等」
	という。)を行う土地の所有者に対し、当該土
	砂埋立行為等の内容について説明し、当該土砂
	埋立行為等を行うことについて同意を得なけれ
	ばならない。
	3 土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為に適
	した土砂を用いるよう努めなければならない。
	(説明会の開催等)
(削除)	第8条の2 次条第1項の許可を受けようとする
	者は、当該許可の申請をする日の前日までに、
	当該土砂埋立区域の周辺の土地若しくは建物の
	所有者又は住民で規則で定めるもの(以下「周
	辺の住民等」という。)に対して、当該申請に
	係る同条第2項第1号から第11号まで(第8号
	を除く。)に掲げる事項その他規則で定める事
	項(以下「周知事項」という。) を周知させる
	ための説明会を開催しなければならない。
	2 次条第1項の許可を受けようとする者は、そ
	の責めに帰することができない事由であって規
	則で定めるものにより、前項の説明会を開催す
	<u>ることができない場合には、当該説明会を開催</u>
	することを要しない。この場合において、次条
	第1項の許可を受けようとする者は、規則で定
	める方法により、当該許可を申請する日の前日
	までに、周知事項を周辺の住民等に周知させな
	ければならない。
(末年4人)	(土砂埋立行為の許可)
(削除)	第9条 土砂埋立行為を行おうとする者は、土砂
	<u>埋立区域ごとに知事の許可を受けなければなら</u> ない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為につい
	ない。たたし、次に拘りる工砂壁立行為につい ては、この限りでない。
	(1) 土砂埋立行為を行う土地の区域(土砂埋
	立行為が一団の区域において行われる場合
	は、当該一団の区域において1140413場合 は、当該一団の区域)の面積が2,000平方メー
	トル未満の土砂埋立行為
	(2) 土地の造成その他事業の区域において行
I	<u>127</u> 工地小地界(小田事本小区域(C初(1.(1)

改 正 後	改 正 前
	う土砂埋立行為で当該事業の区域において採
	取された土砂のみを用いて行うもの
	(3) 港湾法(昭和25年法律第218号) 第2条第
	4項に規定する臨港地区若しくは同法第37条
	第1項に規定する港湾隣接地域、漁港漁場整
	備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定す
	る漁港の区域(水域を除く。)又は港湾の設
	置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川
	県条例第93号)第2条に規定する港湾の区域
	において行う土砂埋立行為
	(4) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地
	の区域において採取された土砂のみを用いて
	行う土砂埋立行為
	<u>(5)</u> 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第
	1項の規定による許可を受けて行う土砂埋立
	<u>行為</u>
	<u>(6)</u> 災害復旧のために必要な応急措置として
	<u>行う土砂埋立行為</u>
	(7) 国等が行う土砂埋立行為
	(8) 法令等の許可、認可その他これらに相当
	する行為で規則で定めるものを受けて行う土
	砂埋立行為であって、あらかじめ知事に届け
	 出た土砂埋立行為
	(9) その他規則で定める土砂埋立行為
	2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げ
	る事項を記載した書面に、規則で定める図書を
	添えて、知事に提出しなければならない。
	(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在
	地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	(2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
	(3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
	(4) 土砂埋立行為の目的
	(5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂
	の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う
	期間
	<u> </u>
	土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地
	点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最
	も高い地点との垂直距離
	(7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を
	防止するための施設の計画
	(8) 土砂埋立行為等に必要な経費
	(9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の
	土地の形状
	(10) 土砂埋立行為等を行っている間における
	災害発生の防止のための方法
	(11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負
	人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在
	地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

カ エ W	ルナギ
改正後	改正前
	並びに当該土砂埋立行為等に係る工事を行う
	元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事
	を行うために必要な資格を有していること。
	(12) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の氏
	名又は名称及び住所又は事務所の所在地並び
	に法人にあっては、その代表者の氏名並びに
	当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当
	<u>該土砂埋立行為等を行うことについて同意を</u>
	得ていること。
	(13) <u>その他規則で定める事項</u>
(MATERIAL)	(許可の基準等)
(削除)	第10条 知事は、前条第1項の許可の申請があっ
	た場合において、その内容が次の各号のいずれ
	にも適合すると認めるときでなければ、同項の
	許可をしてはならない。
	(1) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の
	土地の形状並びに排水施設その他の土砂の崩
	壊又は流出を防止するための施設が、規則で
	定める基準に適合していること。
	(2) 土砂埋立行為の方法が、規則で定める基
	準に適合していること。
	(3) 前条第1項の許可を受けようとする者
	が、土砂埋立行為等に必要な資力及び信用を
	有すること。
	(4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負
	人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行う
	ために必要な信用及び能力を有すること。
	(5) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当
	<u> 該土砂埋立行為等を行うことについて同意を</u>
	得ていること。
	(6) 前条第1項の許可を受けようとする者及
	び土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人
	が、次のアからウまでのいずれにも該当しな
	いこと。
	ア 第13条第1項(第2号及び第3号に係る
	部分を除く。)の規定により許可を取り消
	され、その取消しの日から3年を経過しない表(火芸芸司も取り消された表が法して
	い者(当該許可を取り消された者が法人で ある場合においては、当該取消しの処分に
	係る神奈川県行政手続条例(平成7年神奈 川県条例第1号)第15条第1項の規定によ
	<u>川泉条例第1号)第15条第1頃の規定によ</u> る通知があった日前60日以内に当該法人の
	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	<u>役員(未労を執行)りる社員、取締役、執行</u> 役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、
	<u> </u>
	かを問わず、法人に対し業務を執行する社
	員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
	夏、 取締役、 教行役又はこれらに至りる有 と同等以上の支配力を有するものと認めら
	れる者を含む。以下この号において同
	403年ではの、女子とり方において回

改正後	改正前
7, II	じ。)であった者で当該取消しの日から3
	年を経過しないものを含む。)
	イ 第13条第3項、第18条第2項、第25条第
	1項又は同条第2項において準用する同条
	第1項の規定により命令を受け、その命令
	に係る必要な措置を完了していない者で当
	該命令に係る期限から3年を経過しないも の(火誌を含む受けた者がはしてもて担合
	の(当該命令を受けた者が法人である場合 においては、当該命令の日以後の当該法人
	の役員及び役員であった者で、当該命令に
	係る期限から3年を経過しないものを含 ***
	<u>む。)</u> カーオーマスの知見のこれにマフはくのいだ。
	<u>ウ</u> 法人でその役員のうちにア又はイのいず
	れかに該当する者があるもの
	2 知事は、前条第1項の許可には、この条例の
	目的を達成するために必要な範囲内で、条件を
	付することができる。
	(変更の許可等)
(削除)	第11条 第9条第1項の許可を受けた者は、同条
	第2項第2号から第13号まで(第12号を除
	く。)に掲げる事項を変更しようとするとき
	は、知事の許可を受けなければならない。ただ
	し、規則で定める変更をしようとするときは、
	この限りでない。
	2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げ
	る事項を記載した書面に、規則で定める図書を
	添えて、知事に提出しなければならない。
	(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在
	地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	(2) 変更の内容及びその理由 (2) スの他担則で実みて東西
	(3) その他規則で定める事項
	3 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2 項第12号に掲げる事項を変更しようとするとき
	及び第1項ただし書に規定する規則で定める変更なした。トラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラスの巨な知恵に見け
	<u>更をしようとするときは、その旨を知事に届け</u> 出なければならない。
	<u>田ないれいないない。</u> 4 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2
	項第1号に掲げる事項を変更したときは、速や
	かにその旨を知事に届け出なければならない。
	5 前条(土砂埋立行為等に係る工事を行う元請 負人を変更しようとする場合を除き、同条第1
	項第6号を除く。)の規定は、第1項の許可に ついて準用する。
	6 第1項の計可を受けようとする者は、当該計 可の申請をする日の前日までに、周辺の住民等
	に対して、説明会の開催その他の規則で定める
	方法により、当該申請に係る第2項第1号及び
	第2号に掲げる事項その他規則で定める事項を
	<u>第2万に拘りる事項での他規則で走める事項を</u> 周知させなければならない。
	川井 0 元 ないれいよなりない。

改正後	改正前
	(地位の承継)
(削除)	第12条 第9条第1項の許可を受けた者の相続人
	その他の一般承継人又は同項の許可を受けた者
	から当該土砂埋立区域の土地の所有権その他当
	該土砂埋立行為を行う権原を取得した者は、知
	事の承認を受けて、当該土砂埋立行為の許可を
	受けた者が有していた当該許可に基づく地位を
	承継することができる。
	2 前項の知事の承認を受けようとする者は、次 に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める
	図書を添えて、知事に提出しなければならな
	図音を称えて、如事に促出しなりがはなりない。
	<u>* 。</u>
	地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	(2) 第9条第1項の許可を受けた者の氏名又
	は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法
	人にあっては、その代表者の氏名
	(3) 土砂埋立行為の当初の許可年月日及び番
	<u> </u>
	(4) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
	(5) その他規則で定める事項
	(許可の取消し等)
(削除)	第13条 知事は、第9条第1項の許可を受けた者
	が次の各号のいずれかに該当するときは、同項
	の許可を取り消すことができる。
	(1) <u>偽りその他の不正な手段により、第9条</u>
	第1項又は第11条第1項の許可を受けたと
	き <u>。</u> (2) 第9条第1項の許可を受けた日から起算
	して3年を経過した日までに当該土砂埋立行
	為等に係る工事に着手していないとき。
	(3) 第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為
	等に係る工事に着手した日後1年以上引き続
	き当該土砂埋立行為等に係る工事を行ってい
	ないとき。_
	(4) 第10条第2項(第11条第5項において準
	用する場合を含む。)の条件に違反したと
	<u></u>
	(5) 第11条第1項の規定に違反して変更した
	<u> </u>
	2 知事は、第11条第1項の許可を受けた者が当
	該許可を受けた日から起算して当該許可に係る
	変更に3年以内に着手せず、又は当該許可に係るが東に差手した日後1年以上引き結ぎ出該が
	<u>る変更に着手した日後1年以上引き続き当該変</u> 更を中断しているときは、同項の許可を取り消
	文を中断しているとさは、同項の計画を取り信 すことができる。
	<u>りことがくさる。</u> 3 知事は、前2項の規定により許可を取り消し
	た場合において、当該許可取消しに係る土砂埋
	立行為について、土砂の崩壊、流出その他の災
	<u> 一 11 mar = ・ (</u>

改正後	改正前
	害の発生の防止のための措置を講じる必要があ
	ると認めるときは、当該許可の取消しを受けた
	者に対し、十砂の除却その他必要な措置を講ず
	るよう命ずることができる。
	(土地の所有者への通知)
(削除)	第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該
(13/87)	許可を受けた日後遅滞なく、当該土砂埋立行為
	等を行う土地の所有者に、当該許可に係る同条
	第2項各号(第12号を除く。)に掲げる事項及
	び第10条第2項の規定により条件を付されたと
	きは当該条件を書面で通知しなければならな
	<u>//</u>
	2 前項の規定は、第11条第1項の許可について
	<u>準用する。この場合において、前項中「第9条</u>
	第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「同
	条第2項各号(第12号を除く。)に掲げる事項
	及び」とあるのは「同条第2項第2号及び第3
	号に掲げる事項並びに同条第5項において準用
	する」と読み替えるものとする。
	(標識の掲示)
(削除)	第15条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該
	土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該
	許可に係る土砂埋立行為等に係る工事を行って
	いる間、氏名又は名称その他の規則で定める事
	項を記載した標識を掲示しなければならない。
	2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載
	した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、
	当該記載した事項を書き換えなければならな
	<u> </u>
	3 第1項の標識を掲示した者は、第13条第1項
	の規定により許可を取り消されたとき又は当該
	土砂埋立行為等に係る工事を完了し、若しくは
	廃止したときは、速やかに標識を撤去しなけれ
	ばならない。
	(着手届等)
(削除)	第16条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該
	土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとする
	ときは、着手する日の前日までに、その旨を知
	事に届け出るとともに、当該土砂埋立行為等を
	行う土地の所有者に、規則で定めるところによ
	り通知しなければならない。
	(定期的な報告)
(削除)	第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該
	土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から3
	月間ごと(当該期間内に土砂埋立行為等に係る
	工事を廃止し、又は完了したときは、当該期間
	の初日から廃止又は完了の日までの間)に当該
	期間における状況について、当該3月を経過し
	た日(土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又
1	(<u></u>

改正後	改正前
	は完了したときは、廃止又は完了の日)から起
	算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した
	書面に、規則で定める図書を添えて、知事に報
	告しなければならない。
	(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在
	地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	(2) 土砂埋立行為等に係る工事の許可年月日
	及び許可番号
	(3) 土砂埋立区域の位置及び区域
	(4) 報告に係る期間
	(5) 前号の期間中に当該土砂埋立区域に搬入
	した土砂の数量
	(6) 搬入元に関する事項その他の規則で定め
	る事項
	(土砂埋立行為等に係る工事の廃止等)
(削除)	第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該
(1167)	土砂埋立行為等に係る工事を廃止したときは、
	規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為
	等に係る工事を廃止した日から起算して20日以
	内に、その旨を知事に届け出るとともに、当該
	土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、規則で
	定めるところにより通知しなければならない。
	2 <u>知事は、前項に規定する届出があった場合に</u> おいて、当該届出に係る土砂埋立行為等に係る
	工事について、土砂の崩壊、流出その他の災害 の発生の防止のための措置を講じる必要がある
	と認めるときは、当該届出をした者に対し、土
	砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずる
	ことができる。 (土が畑立行英雄に依えて東の学子)
(削除)	(土砂埋立行為等に係る工事の完了) 第19条 前条第1項の規定は、当該土砂埋立行為
(削除)	等に係る工事を完了したときに準用する。
(月)(休 <i>)</i>	第4章 土砂搬入禁止区域
(削除)	(土砂搬入禁止区域の指定)
(日1)(水)	第20条 知事は、この条例の目的を達成するため
	に必要があると認めるときは、土砂埋立行為が 行われている土地の区域(土砂埋立行為が一団
	の区域において行われる場合は、当該一団の区
	域) (2,000平方メートル未満のものを除く。)
	及びその周辺の土地の区域で土砂埋立行為を継
	続することにより、人の生命、身体又は財産を 続することにより、人の生命、身体又は財産を
	害するおそれがあると認められる土地の区域 を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の
	搬入を禁止する区域(以下「土砂搬入禁止区
	<u> </u>
	する場合において、指定の事由が消滅していないようなストキは、火芸士が加入林山区域な際
	いと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域を管轄する事所は長の意見な聴いて、前項の担実に
I	轄する市町村長の意見を聴いて、前項の規定に

	1
改 正 後	改正前
	より土砂搬入禁止区域を指定することができ
	<u>る。</u>
	3 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で
	定めるところにより、その旨を公示するものと
	<u>する。</u>
	4 第1項の指定は、前項の公示によつてその効
	<u>力を生ずる。</u>
	5 知事は、第1項の指定の準備のため必要があ
	<u>る場合においては、当該職員に他人の所有し、</u>
	管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量さ
	せ、又は調査させることができる。
	6 知事は、第1項の指定をしたときは、当該職
	員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地
	に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明
	示する措置を講じさせることができる。
	7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろう
	とする職員は、その身分を示す証明書を携帯
	し、関係人に提示しなければならない。
	8 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で
	定めるところにより、その旨を周知させるため
	に必要な措置を講じるものとする。 (LEDの増えの禁止)
(削除)	(土砂の搬入の禁止)
(月1)	第21条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。
	(土砂搬入禁止区域の解除)
(削除)	第22条 知事は、土砂搬入禁止区域の指定の事由
(Unlaw)	が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂
	搬入禁止区域の指定を解除するものとする。
	2 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の指
	定の解除について準用する。
(削除)	第5章 雑則
(報告の徴収)	(報告の徴収)
第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度	第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度に
において、元請負人又は土砂埋立行為を行っ	おいて、元請負人、土砂埋立行為を行った者若
た者	しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者
	(請負工事の下請人を含む。次条において同
に対し、報告又は資料の提出を求めることが	じ。)又は土砂埋立区域の土地の所有者に対
できる。	し、報告又は資料の提出を求めることができ
	る。
(立入検査)	(立入検査)
第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度	第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度に
において、当該職員に元請負人又は土砂埋立	おいて、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為
行為を行った者	を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を
の事務所、土砂埋立区域その他その業務を	請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他そ
行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況を持ちいた。	の業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行
況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査さ	為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検
せ、又は関係人に質問させることができる。	査させ、又は関係人に質問させることができ
2 当時の相与により	る。 90条第7項の担定は 前項の担定により立
2前項の規定により	2 第20条第7項の規定は、前項の規定により立

改正後	改正前
立入検査をする職員 <u>は、その身分を示す証明</u>	入検査をする職員 <u>について準用する</u> 。
書を携帯し、関係人に提示しなければならな	
<u> </u>	
3 (略)	3 (略)
	(命令)
(削除)	第25条 知事は、第9条第1項又は第11条第1項
	の許可を受けずに土砂埋立行為を行った者又は
	当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者
	(請負工事の下請人を含む。) に対し、当該土
	砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相
	当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措
	置をとるべきことを命ずることができる。
	2 前項の規定は、第10条第2項(第11条第5項
	において準用する場合を含む。) の条件に違反
	している者について準用する。
	(土地所有者等の土地の適正な管理等)
(削除)	第26条 土地の所有者、管理者又は占有者(以下
	「土地所有者等」という。) は、当該土地にお
	いて土砂埋立行為が行われることにより、土砂
	の崩壊、流出その他の災害が発生することがな
	いよう適正な管理に努めなければならない。
	2 知事は、土砂埋立行為が行われることによ
	り、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生する
	<u>おそれがあると認めるときは、土地所有者等に</u>
	対し、必要な指導又は助言をすることができ
	<u> 3.</u>
	(土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務)
(削除)	第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許
	可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項
	の同意をした土地の所有者(以下「同意をした
	土地の所有者」という。)は、当該土砂埋立行
	為等が行われている間、少なくとも3月に1
	回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立
	<u>行為等の施工状況を確認しなければならない。</u>
	2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する
	確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の
	許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が
	行われていることを知ったときは、規則で定め
	<u>るところにより、速やかにその旨を知事に報告</u>
	しなければならない。
	3 <u>同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区</u> 域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が
	<u>発生し、又はそのおそれがあることを知ったと</u> きは、速やかにその旨を知事に通報しなければ
	<u>さは、迷やかにその自を対事に地報しなければ</u> ならない。
	<u>なりない。</u> (土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及
	(工物理立1) 為寺に保る工地の別有有べの働音及 び命令)
(削除)	<u>ジャア) </u> 第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2
(אמונון)	項、第25条第1項(第9条第1項の許可を受け
	次、初40本州工会(カラ本州工会の町内で文目)

> ずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。)又 は第25条第2項において準用する同条第1項の 規定により土砂の除却その他必要な措置を命じ た場合において、当該命令を受けた者がその命 令に係る期限までにその命令に係る措置を講じ ないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を 行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当 する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を 講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第1項に規定する確認を怠った者 (当該確認を行うべき時期において、第9条 第1項又は第11条第1項の許可の内容と明ら かに異なる土砂埋立行為等が行われていた場 合に限る。)
- (2) 前条第2項に規定する報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地 の所有者がその勧告に従わないときは、その者 に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずる よう命ずることができる。

(公表)

第27条 知事は、必要があると認めるときは、<u>次</u> の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の 事実 その他の規則で定める事項を公表すること ができる。

- (1) 第6条の勧告に従わなかった者
- (2)
 第9条第1項又は第11条第1項の規定に

 違反して土砂埋立行為を行った者
- (3) 第13条第3項、第18条第2項又は第25条 第2項において準用する同条第1項の命令を 受けた者
- ____の規定によ 2 知事は、<u>前項第1号又は第2号</u>の規定により あらかじめその 公表しようとするときは、あらかじめその者に なければならな 意見を述べる機会を与えなければならない。

第27条の2 (略)

(市町村条例との関係)

第28条 (略)

- 2 市町村が土砂の適正な処理を推進するために 制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則し たものであり、かつ、この条例と同等以上の効 果が期待できるものと知事が認めて公示したと きは、当該市町村の条例に規定する事項に該当 するものとして知事が指定する章の規定は、当 該市町村の区域には、適用しない。
- 3 前項の知事の認定<u>及び指定</u>は、神奈川県公報 により行う。

第29条 (略)

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2

(公表)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、 第6条の勧告に従わなかった者の氏名 その他の規則で定める東頂を公表することが

その他の規則で定める事項を公表することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

2 知事は、<u>前項</u>の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第11条 (略)

(市町村条例との関係)

第12条 (略)

- 2 市町村が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、前条及びこの条の規定を除き、この条例の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。
- 3 前項の知事の認定は、神奈川県公報により 行う。

第13条 (略)

(削除)

(削除)

改正後 改正前 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に 違反して土砂埋立行為を行った者 (2) 第25条第1項の命令に違反した者 (削除) 第31条 第13条第3項、第18条第2項又は第25条

第2項において準用する同条第1項の命令に違 反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の 罰金に処する。 (削除)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第21条の規定に違反して土砂を搬入した

者 (2) 第26条の3第2項の命令に違反した者

(罰則) **|第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50**

(1) (略)

万円以下の罰金に処する。

- (2) 第15条第1項の規定に違反して標識を掲 示しなかった者
- (3) <u>第17条又は第23条</u>の規定による<u>報告</u>をせ ず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第24条第1項の規定による立入検査を拒 み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第34条 (略)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代|第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 の業務又は財産に関して前5条の違反行為をし たときは、行為者を罰するほか、その法人又は 人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(検討)

 $1 \sim 4$ (略)

5 知事は、令和7年4月1日から起算して5 | 5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年 を経過するごとに、この条例の施行の状況につ いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、 50万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(削除)

- (2) 第8条の規定による報告若 しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告 若しくは資料の提出をした者
- (3) 第9条第1項の規定による立入検査を 拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をし た者

第15条 (略)

(両罰規定)

理人、使用人その他の従業者が、その法人又 は人の業務又は財産に関して前2条の違反行 為をしたときは、行為者を罰するほか、その 法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す

附則

(検討)

 $1\sim4$ (略)

年を経過するごとに、この条例の施行の状況 について検討を加え、その結果に基づいて必 要な措置を講ずるものとする。